

□□□□ BIM(藤枝パース) □□□□

静岡地方法務局藤枝出張所の完成予想パースです。現在、BIMを用いて設計作業を進めています。

◆◆◆◆ 目 次 ◆◆◆◆

- 巻頭言「営繕調査官・国土交通省の所感」
- 「第1回東海ブロック営繕関係機関地震・津波対策検討会」を開催
- BIMの活用について
- 平成24年度 営繕関係予算について
- 平成24年度 中部地方整備局管内事業研究発表会について
- 国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン
- 木材利用(実践編)
- 平成24年度 優良工事等表彰
- 平成24年度 中部地区官庁施設保全連絡会議
- 平成24年度 保全業務支援システム(BIMMS-N)操作説明会

巻頭言「営繕調査官・国土交通省の所感」



中部地方整備局
営繕調査官 那花 弘行

4月1日付で営繕調査官に転任いたしました那花です。よろしくお願いいたします。昨年度までは、「保全指導・監督室長」をしておりました。中部地方整備局での勤務も3年目となりましたが、平成22年5月以前は法務省大臣官房施設課で刑務所、拘置所といった矯正収容施設を中心に入国管理局、検察庁、法務局などの庁舎の設計、工事監理をしておりました。また、法務省の施設は忌避されるものも多いのですが、施設の移転や新設に伴う立地の検討、地方公共団体や地元の方との調整にも長年携わってきました。

タイやフィリピンで都合4年ほど海外駐在を経験したこともあります。国が経済的に発展するには治安の安定が必須ですが、矯正収容施設は刑事司法制度を支える重要な社会的インフラです。矯正施設整備の技術援助により国の発展を支援することをライフワークと考えて、海外の矯正施設建築担当部門との交流にも取り組んできました。

2年半の勤務を通して強く感じたことは、国土交通省の官庁営繕と法務省の施設課とは、施設整備の面では共通するところもありますが、行政面での優先順位や取り組みかたには思ったより違うところが大きいということです。国土交通省では、施設整備も「災害に強い国づくり」、「健全な社会資本整備と維持管理」という大きな流れの中で行われており、「防災」というキーワードが非常に重要です。施設整備に携わるものとして、新営だけではなく、保全が重要であるということは概念として理解はしてきましたが、国土交通省での業務を経験させてもらい、それに全力で取り組んでいる職員の方々と仕事をすることによって、保全を重要とする背景も含め、その位置づけを理解することができたのではないかと感じています。

着任してから2年半の間に、東日本大震災があり、昨年台風12号、15号の水害がありました。昨年水害ではTEC-FORCEの一員として被災地への派遣も経験させていただきました。また、昨年度は整備局が入居し災害対策室が設置されている名古屋合同庁舎2号館で、停電工事を伴う電源改修工事の総括監督員を務めさせていただきました。いつ発生するか分からない災害に対して万全の体制で進めなければならないという、大変な緊張を強いられる工事でしたが、この工事を通して防災・危機管理に対する国土交通省の取組姿勢を身をもって理解することができました。

行政面での取り組みかたが違うということを書きましたが、それは、アプローチの仕方が違うということです。国の行政機関として、日常業務の根底に流れている、「国民生活を守り、安全で安心な社会を実現する」というところについては共通するところが大きいということも改めて実感しています。

局長が幹部会等で繰り返し言われている「良い仕事をするだけではだめ、それを国民に分かりやすく説明をすることが大切」という言葉にも、国土交通行政の大切な部分が現れていると感じています。国民の視点に立って、国民の理解を得た上で、官庁施設の整備も進めていく必要があります。それは一つ一つの事案を単に消化していくという姿勢からは生まれてこない、積極的に国民の理解を得る努力が必要なのだと認識を新たにしています。

今年度は、中部地方整備局広報戦略官という辞令も頂きましたので、官庁営繕業務の重要性を国民の方々に理解していただけるよう、積極広報に取り組んでいきたいと思っております。またその前提として、営繕部が良い仕事をしていかなければなりません。そのための人づくり、組織作りにも役に立てればと思っております。

「第1回東海ブロック営繕関係機関地震・津波対策検討会」を開催

営繕部 計画課

官公庁施設は行政サービスを提供するための拠点であり、地震等の災害が発生した際に災害応急対策活動が円滑に行えるよう、またその後の被災地における行政サービスの提供に支障が生じないように、必要な機能を確保することが求められています。

各機関から様々な情報や検討結果が発信され、災害への迅速な対応が求められる中、発災後も官公庁施設が所要の機能を確保できるように、東海ブロックの官公庁施設の整備・保全を担当する各機関の営繕担当者が情報を共有し、連携して基本的な取り組み事項をとりまとめることを目的に、検討会を設立しました。

■第1回東海ブロック営繕関係機関地震・津波対策検討会

日 時：平成24年7月30日(月)14:00～16:00

場 所：愛知県産業貿易館西館8階 整備局会議室

構 成 員：岐阜県都市建設部公共建築住宅課、静岡県経営管理部財務局営繕企画課
愛知県建設部公共建築課、三重県県土整備部営繕課
静岡市都市局建築部建築総務課、浜松市建築住宅部公共建築課
名古屋市住宅都市局営繕部企画保全課
中部地方整備局営繕部計画課・整備課

アドバイザー：名古屋大学減災連携研究センター長・教授 福和 伸夫 氏

オブザーバー：国家機関の営繕関係担当課

■中部地方整備局営繕部長の挨拶

東日本大震災では、官庁施設においても津波や長周期地震動により被害が発生した。行政サービス、地域の拠点として必要な機能を確保できるように官公庁施設の整備・保全に取り組むことが重要である。

中部圏における基本的取り組み事項を取りまとめ、営繕関係機関で連携を図りながら情報共有し、この地域が抱える課題について検討していきたい。



営繕部長 挨拶

■アドバイザーである名古屋大学福和教授の挨拶

最大クラスの地震が発生しても、人命の安全を確保できる対策が必要とされる。従来の耐震性能の分類ではなく、地域の特性に応じた対策が必要である。

これまでの設計では確認できなかった課題を、事前につみ取っておくことが、南海トラフの巨大地震に直面するこの地域の安心に繋がる。



福和教授 挨拶

■東日本大震災を踏まえた官庁施設の機能確保に関する検討状況について

国土交通省官庁営繕部から秋月営繕技術基準対策官を招いて、現在本省で行っている社会資本整備審議会での審議内容や「官庁施設の機能確保に関する検討会」での議論等、これまでの経緯について説明をお願いした。



本省担当官からの説明

- ・東日本大震災による官庁施設の被害状況とその対応
- ・「東日本大震災を踏まえた官庁施設の機能確保に関する検討会」で行っている地震や津波対策に関する技術基準改正に向けた検討
- ・社会資本整備審議会官公庁施設部会で検討している「大津波等を想定した官庁施設の機能確保の在り方」

社会資本整備審議会建築分科会 官公庁施設部会			
【1回目の審議】 (第11回部会) <4月18日>	【2回目の審議】 <7月4日>	【3回目の審議】 8～9月頃<予定>	【4回目の審議】 10～11月頃<予定>
・諮問事項等の説明	・基本的考え方の審議	・基本的考え方の審議	・報告書の審議

「大津波等を想定した官庁施設の機能確保の在り方」に関する審議

- 官公庁施設部会における論点(案)
- ①施設の立地の在り方
 - ②施設の整備の在り方
 - ③施設の使用・保全の在り方
 - ④施設を整備する側と管理者・利用者との連携の必要性
 - ⑤津波防災を視野に入れた地域の避難計画等との連携の必要性
 - ⑥長時間にわたる長周期地震動対策の必要性 等

東日本大震災を踏まえた官庁施設の機能確保に関する検討会			
【第1回】 <開催済>	【第2回】 <開催済>	【第3回】 秋頃<予定>	【第4回】 12～1月頃<予定>
・調査結果等を踏まえた課題検討	・関係基準に反映する視点等を抽出	・関係基準の改正方針の検討	・関係基準の改正案の検討

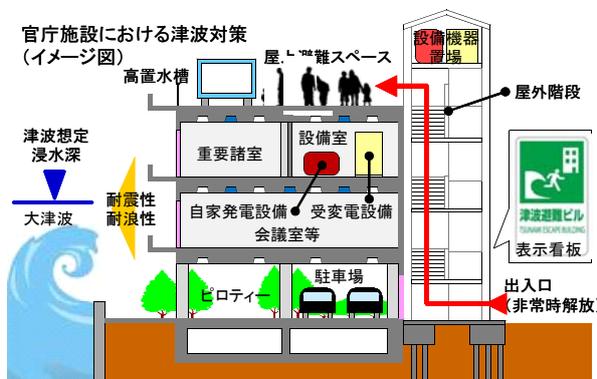
関係基準等について専門的立場から検討

- 検討会における視点(案)
1. 津波対策に関する基準
 - ①庁舎の立地について
 - ②津波浸水時に庁舎が有すべき機能について
 2. 地震対策に関する基準
 - ①長周期・長時間地震動への対策について
 - ②構造体の損傷程度の適切な把握について
 - ③エレベーター防災機能強化について
 - ④非構造部材の損傷程度について
 - ⑤家具、什器の転倒防止への配慮について
 - ⑥庁舎敷地の遠征化対策について
 - ⑦ライフラインの途絶対策について

■ 議事

1) 官庁施設における地震・津波対策

- ・官庁施設における耐震対策の進捗状況と今後の目標について説明した。
- ・官庁施設の津波対策として取り組んでいる主な実施項目を紹介し、被害想定の見直しを受けた今後の対応について説明を行った。



2) 各自治体による地震・津波対策

- ・名古屋市から「地震対策専門委員会」を立ち上げて検討を行っている地震対策について紹介があった。
- ・静岡市から津波対策として取り組んでいる「緊急津波対策事業」について紹介があった。

3) 「検討会」での討議内容と意見交換

討議や意見交換の場では今後の検討に向けて、以下のような課題が抽出された。

- ・東日本大震災では長時間の地震動により造成地で被害が多かった。施設整備においては地盤との関係を考慮する必要がある。
- ・沿岸部では強い揺れが想定される。特に、高層建築物では長周期の地震動との関係を考慮する必要がある。
- ・免震構造の建物は最大クラスの地震を想定した場合に、必ずしも安全とは言えない。
- ・活断層による被害も想定されることから、断層上の建物の有無を確認する必要がある。
- ・発電所などの多くが沿岸部にあり、被害を受けると燃料施設の5割程度は利用できなくなるため、分散型のエネルギー確保を検討するべきである。
- ・物流が途絶える事を想定して、食糧等の備蓄について防災担当部局と連携して検討する必要がある。



検討会での討論状況



各県・政令市からの意見や質疑

B I Mの活用について

営繕部 整備課

■はじめに

営繕部整備課では、静岡地方法務局藤枝出張所の新築設計においてBIMを活用した設計に取り組んでいるところです。

■BIMって何??

BIMとは、Building Information Modeling(ビルディング インフォメーション モデリング)の略称です。コンピュータ上に作成した3次元の形状情報に加え、室等の名称や仕上げ、材料・部材の仕様・性能、コスト情報等、建物の属性情報を併せ持つ建物情報モデルを構築したものです。

■BIMで新たにできたこと!

設計事務所との打合せが、従来の図面を確認しながらの対面方式の打合せから、スクリーン画面を見ながらの会議方式の打合せに変わりました。参加者がイメージを共有できるせいか、図面による打合せよりも活発な意見が出ました。出た意見をその場ですぐにBIM上にて修正することもできました。

3次元モデルの中に入って疑似体験できるためBIMを用いた説明は一般の人にも分かりやすく、実際の入居官署への概要説明にもBIMを活用しました。

通常では実施設計で検証する事を基本設計で検討するフロントローディングによる設計を行いました。設計の初期段階において、3次元モデルにて施設を体験すると同時に詳細部分も検証することができ、これにより実施設計での詳細部の修正などの手戻り防止にも役立ちました。

BIMモデルは一つのデータで構成され、平面図、立面図、断面図、そして構造図という概念がありません。よって、任意の位置でモデルを切断し、断面図を作成することができます。また、モデルが一つなのでそもそも意匠図と構造図が食い違う事はありません。なお、設備情報もモデルに入れ込み、本来なら施工段階で行うような設備ダクト等の納まりの検討も行いました。

■今後はどうなるの!?

BIMを活用するには、入力するための経験が必要なこと、情報を入力するのに時間がかかる事がやや難点です。ただ、視覚的に分かりやすく、イメージが共有でき、一つのデータによる情報共有ができるといういくつかの利点があります。

今後、数年の内に、BIMが普及していくのではないかなと感じました。



写真1;スクリーンを用いた打合せ

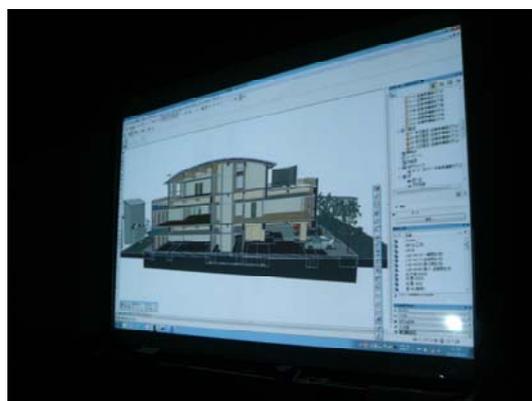


写真2;BIM画面上の任意の断面図

平成24年度 営繕関係予算について

営繕部 計画課

官庁営繕関係予算における基本方針

官庁施設の整備については、老朽化した施設が今後増大していく中、既存施設の有効利用を図りつつ、災害に対する安全・安心の確保等に的確に対応することが重要です。

このため、平成24年度においては「東日本大震災からの復興の基本方針」(平成23年7月29日東日本大震災復興対策本部決定)等を踏まえ、国民生活の安全・安心の確保に資するため、官庁施設の耐震化及び津波対策の推進により防災拠点となる官庁施設等の安全性の確保を図るとともに、持続可能な低炭素・循環型社会の構築に資するため、官庁施設のゼロエネルギー化を目指したモデル的な整備を実施します。

また、既存施設の危険箇所及び老朽・狭隘の解消については、緊急的に整備の必要があるものに限って実施し、来訪者等の安全の確保と行政サービスの円滑な提供に最低限必要な水準を確保します。

中部地方整備局における営繕事業の概要

H24当初予算 官庁営繕費・・・・・・・・・・1,621百万円

①官庁施設の耐震化の推進

所要の耐震性能を満たしていない合同庁舎等について、人命の安全の確保及び災害応急対策活動の拠点施設としての防災機能の強化と災害に強い地域づくりを図るため、総合的な耐震安全性を確保します。

【名古屋第3地方合同庁舎】

構造・規模：SRC-8-1
延べ8,613㎡
耐震安全性分類：ⅠA甲
耐震性能評価値：1.13



【清水港湾合同庁舎】

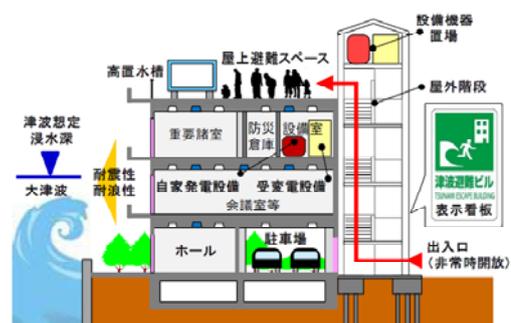
構造・規模：RC-6
延べ5,470㎡
耐震安全性分類：ⅡA甲
耐震性能評価値：1.16



②官庁施設の津波対策の推進

東日本大震災における官庁施設の津波被害及び「津波対策の推進に関する法律」を踏まえ、津波発生時における防災拠点としての機能維持と行政機能の早期回復を図るとともに、一時的な避難場所の確保による人命の救済に資するため、官庁施設における津波対策を総合的かつ効果的に推進します。

整備対象施設については、今後の各自治体が見直しを行うハザードマップ等を確認し、津波対策の方針を決定します。



【官庁施設における津波対策（イメージ図）】

【名古屋港湾合同庁舎】

構造・規模：SRC-9-1他
延べ15,264㎡他



【鳥羽運輸総合庁舎】

構造・規模：RC-3
延べ1,567㎡



【尾鷲港湾合同庁舎】

構造・規模：RC-3
延べ1,727㎡



【下田運輸総合庁舎】

構造・規模：RC-5
延べ2,117㎡



【清水地方合同庁舎】

構造・規模：SRC-6
延べ5,535㎡



③既存官庁施設の危険箇所及び老朽・狭隘の解消

危険箇所や老朽・狭隘が生じている既存官庁施設のうち、特に緊急的に対応が必要なものについて整備を行い、来訪者等の安全の確保と行政サービスの円滑な提供に最低限必要な水準を確保します。

【静岡地方合同・法務総合庁舎】

建具改修(取替)
構造・規模：RC-5-1
延べ12,541㎡



【名古屋第2地方合同庁舎】

エレベーター設備改修(更新)
構造・規模：SRC-8-2
延べ24,378㎡



④継続案件

昨年度までに採択された合同庁舎について、建設を継続中です。

【豊橋港湾合同庁舎(増築)】

規模・構造：RC-3
延べ997㎡



※以上の営繕事業は平成24年度営繕関係予算の主な営繕事業となります。その他の営繕事業を含め、基本方針に基づき順次整備を進めていきます。

平成24年度 中部地方整備局管内事業研究発表会について

営繕部 調整課

平成24年度 中部地方整備局管内事業研究発表会が7月12, 13日に開催されました。今回は、【環境部門】でエントリーし、“営繕部における「低炭素・循環型システムの構築」に向けた取り組み”について発表しました。

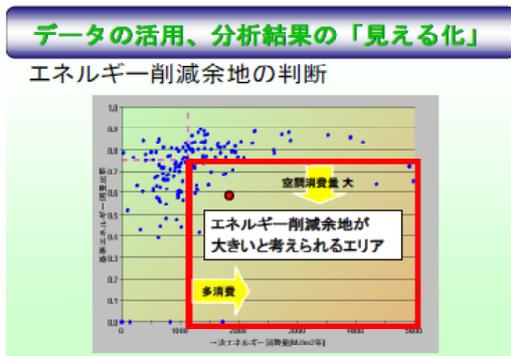
発表の内容は、営繕部が策定している「中部地方整備局 営繕グリーン化推進計画」の中で特に既設庁舎のエネルギー運用、管理面でやっている「国家機関の建築物に適用した先導的な取り組み」と「関係省庁との連携」について、次の通り事例紹介しました。

・データの活用、分析結果の「見える化」

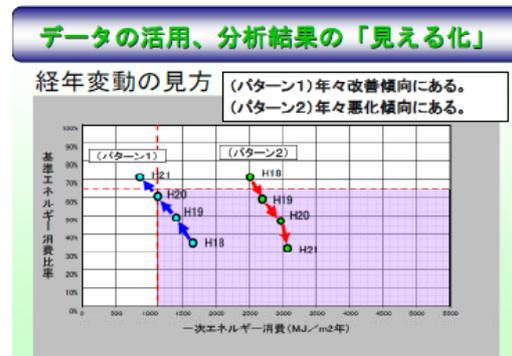
営繕部では毎年度保全実態調査を行っている中で、各施設の施設管理者から施設状況や光熱量等のデータを頂いており、これらのデータをどのように活用しているのか、実例をあげて紹介しました。

データの入力には保全業務支援システム(BIMMS-N)を利用しており、このデータを活用して「見える化」を行い、各省各庁への適切な保全指導・アドバイスを行っています。「見える化」の例では、建物で使用する、電気、油、ガスを一次エネルギー量(MJ)に変換して、グラフで表すことを行っています。

図-1のグラフのように比較検討したい当該施設が赤い点、その他の施設が青い点で表示し他施設との比較をすることにより、全施設からの当該施設の状況を把握することができます。次に図-2のように個々の施設において経年変動をグラフ化することも行っています。経年変動を知ることで、施設運用が改善しているのか、悪くなっているのか判断ができます。



(図-1)



(図-2)

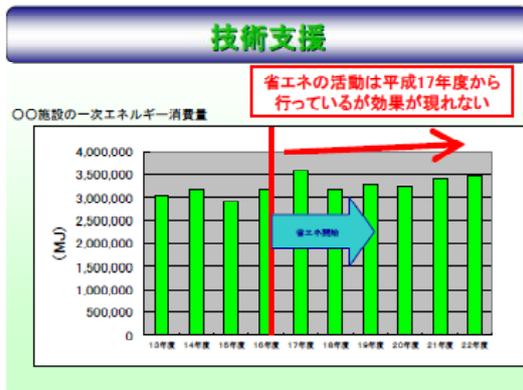
このグラフを保全実地指導で活用し、施設管理者に現在の当該施設の状況を説明し、省エネ対策の確認をし、運用改善のアドバイスを行っています。

・技術支援

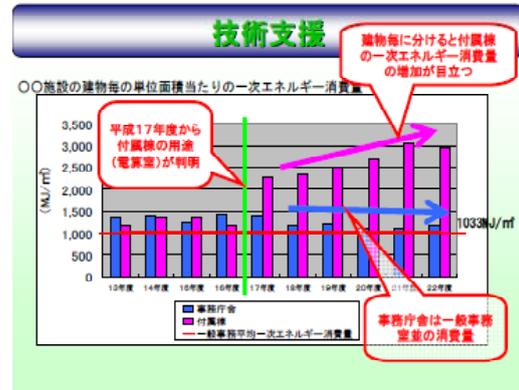
各官署より個々に技術支援要請がある場合には、当該施設のデータを分析し、施設運用の助言を行っており、その実例を紹介しました。

「省エネの活動の成果が表れない」と施設管理者より相談を受けて、運用エネルギー分析を行いました。図-3では施設全体の一次エネルギー消費量の推移を表しており、平成17年度から省エネの活動を行っているが、効果が現れていません。そこで、図-4のように建物毎に分け、面積当たりの一次エネルギー消費量をグラフにしたところ、片方の施設の一次エネルギー量が使用用途の変更(電算化)により高くなっていました。

これらの結果から、それぞれ建物別に目標を分け、省エネに取り組むように施設管理者に提案しました。



(図-3)

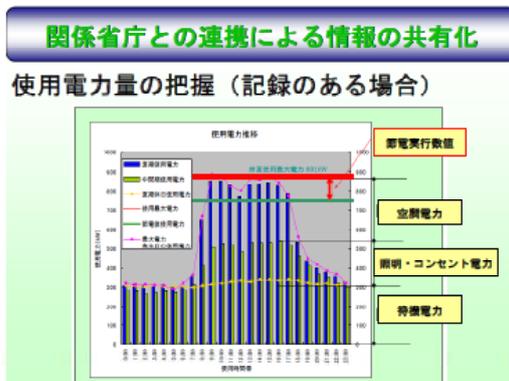


(図-4)

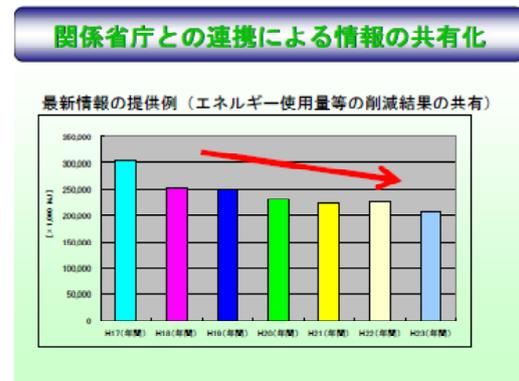
このように施設管理者が分かりやすい様に、「見える化」し、効果的な施設運用がされるように技術支援に取り組んでいます。

・関係省庁との連携による情報の共有化

省エネ活動の啓発を目的に、管内42施設の合同庁舎等の施設管理者を対象にした「中部地区地球温暖化対策政府実行計画関係省庁連絡会」を年2回、開催しています。この連絡会での環境問題に関する最新情報の提供、情報共有の方法を紹介しました。昨年は特に東日本大震災の影響による「夏期節電対策」が迫られていたので節電手法についての紹介(図-5)や、整備局の節電窓口などの紹介をしました。その他に42施設での一次エネルギーの推移を紹介しました。(図-6)



(図-5)



(図-6)

まとめとして、既存施設の運用エネルギーを削減するには、施設管理者との連携が不可欠であるため、今後も営繕部では施設運用における「保全指導」「技術支援・連絡会」を技術的側面から支え、建築物の環境負荷低減を図っていくことを説明しました。

審査員からは省エネの取り組みが重要であるという御意見を頂き、屋上緑化の効果や、民間の事務庁舎に比べて官庁施設はどの水準にあるかなどの質問もあり、屋上緑化効果についてや民間施設より運用エネルギーが低いことを説明しました。

今回、事業研究発表を行うにあたり、過去の取り組みや実績を振り返り、まだまだやらなければならないことを発見することができました。今後はこの成果を生かし、益々の環境対策活動の強化に取り組んで参ります。

平成24年度 中部地方整備局管内事業研究発表会について

営繕工事における建設ICT技術の活用 ～施工管理の効率化への先進的な取り組み～

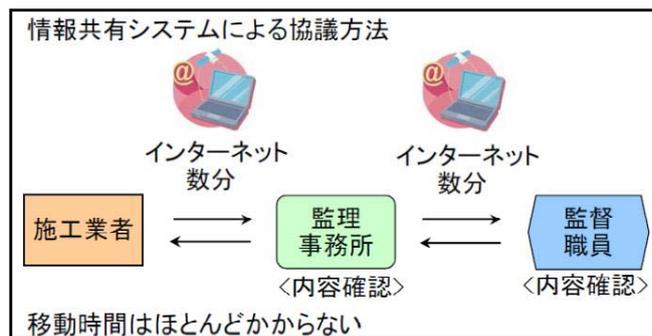
静岡営繕事務所

静岡営繕事務所では平成24年7月12日、13日に行われた管内事業研究発表会において、平成20年から静岡営繕事務所です積極的に活用してきた情報共有システムに関して、その利用方法や効果検証結果を「営繕工事における建設ICT技術の活用」という題目で発表しました。

発表ではまず、静岡営繕事務所の管轄エリアが静岡県全域に点在しており、各現場までの移動時間が多く掛かるために工事書類の受け渡しに多大な時間と労力を費やしている現状から、情報共有システム(ASP)を用いて利用することにより、監督職員の施工管理・工事検査の効率化や受発注者間のコミュニケーションの円滑化を図ったことを説明しました。



発表状況(坪井技官)



ASPの利点

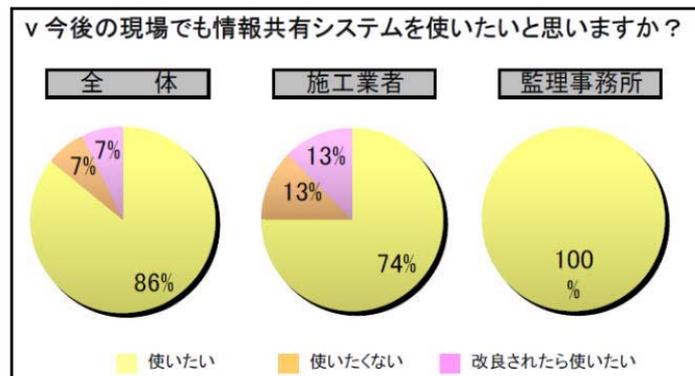
- そして具体的な利用方法として、
- 1) ワークフロー機能による電子決済をすることにより移動・協議・書類受け渡し時間の短縮を図ったこと
 - 2) インターネットを利用することにより時間と場所を選ばない施工管理を図ったこと
 - 3) ファイルキャビネットにてファイル管理することにより書類の共有・監理を図ったこと
 - 4) スケジュール機能を利用することにより

スケジュール管理を図ったことをあげ、これらにより施工管理及び品質管理の効率化につながったため、情報共有システムは営繕工事に有効なシステムであり、静岡営繕事務所では今後も積極的に情報共有システムを導入していくことで結びとしました。

発表後の質疑では「情報共有システムはとても有効だが、これを利用する前段階で設計図書の内容について設計照査を十分に行う必要がある。」という意見を頂きました。

また「営繕工事において情報共有システムで特別に利用した機能はあるか?」という質疑については、営繕工事では工事の進捗状況に応じて様々な工種が入ってくるので各担当者で確認していくのにワークフローが役に立ったと回答しました。

質疑でも取り上げられた様に、今後は情報共有システムをどのように運用していくかが重要だと感じました。



アンケート結果

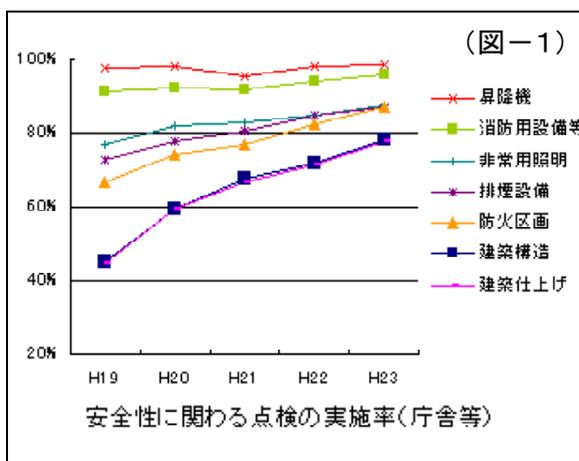
国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン

営繕部 調整課

1. はじめに

国家機関の建築物においては、官公庁施設の建設等に関する法律(以下:官公法)、建築基準法(以下:建基法)、及び消防法等により、[定期点検]が義務づけられています。

「国家機関の建築物等の保全の現況(平成24年3月)」より実施状況(図-1)を分析してみると、昇降機・消防用設備等の実施率は95%を超えているにもかかわらず、その他の点検項目については年々実施率が向上している割にはまだ低く、建築構造、建築仕上げに至っては80%以下の実施率となっています。昇降機と消防用設備等の[定期点検]については従来から専門家へ外注されているのに対し、その他の[定期点検]については義務化されたのが、官公法・建基法とも平成17年6月1日施行、点検対象部位等が示されたのが、官公法は平成20年11月17日施行、建基法は平成20年4月1日施行とまだ日が浅いため、一部の施設管理者へ浸透していないことが想定されます。

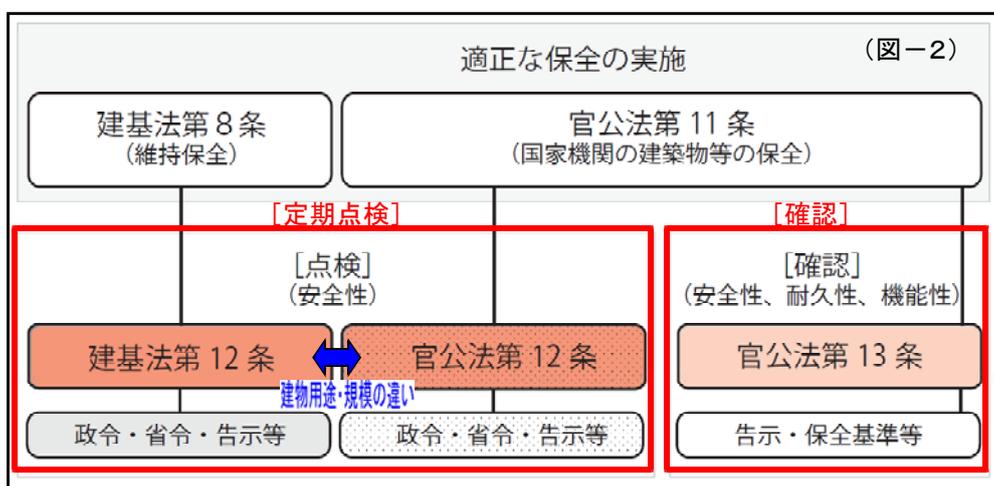


2. 「国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン」の発刊

前記の状況を踏まえ、平成24年4月、一般財団法人建築保全センターより「**国の機関の建築物の点検・確認ガイドライン**」(監修・国土交通省大臣官房官庁営繕部計画課保全指導室)(以下:ガイドライン)が発刊されました。官公法及び建基法による[定期点検]、官公法の[確認]について、その内容や適用範囲について整理され、より詳しく解説されています。国家機関の建築物の施設管理者向けに、安全性の確保は勿論、耐久性や機能性の確保の観点からも役立つ実務的な内容でとりまとめられています。

3. [定期点検]と[確認]について

例えば[定期点検][確認]は(図-2)のように解説されています。[定期点検]は建基法第12条、官公法第12条で義務づけられており、建物用途・規模により適用法令が変わってきます。[確認]は官公法第13条で国家機関の建築物のみ義務づけられています。



[定期点検]は建築物の敷地及び構造並びに建築設備について損傷、腐食その他の劣化の状況を点検することであり、資格を持った専門家が点検を行って、その結果について施設保全責任者が報告を受けます。それに対し[確認]は、建築物の敷地及び建築物の各部等について、安全性、耐久性、機能性等支障がない状態に保全されていることを確認することであり、資格要件はなく施設保全責任者等職員自らが確認します。現場確認作業を外部委託する場合は、支障がない状態かどうかの確認結果報告を受け、施設保全責任者がその内容を確認します。

4. まとめ

このように、[定期点検][確認]という二重の措置にて国家機関の建築物の安全は守られています。

[定期点検][確認]は法律で定められた義務となっており、適切に実施していただき事故や故障を未然に防ぎ、建築物を安全に使用に使用できるようにすることが重要なポイントです。



[定期点検][確認]を怠り
建築物倒壊の恐れ



[定期点検][確認]を怠り
空調屋外機が外れ落下の恐れ



[定期点検][確認]を怠り
コンクリート片落下の恐れ

5. 施設管理者の責任について

[定期点検][確認]を実施せずに事故が発生してしまった場合、法的責任が問われることとなりますが、具体的な内容については営繕部主催の「平成24年度第3回中部ファシリティマネジメント研究会」において、次のとおり講演を行います。是非ご参加いただき、理解を深めていただくようお願いします。

平成24年度第3回中部ファシリティ・マネジメント研究会

日時 平成24年10月19日(金)13:30~15:30

場所 名古屋合同庁舎第1号館 11階共用大会議室

講師 大森法律事務所 弁護士 大森文彦氏

テーマ **「施設管理者の法的責任(仮称)」**

(参加申込み・問合せ先)

中部地方整備局 営繕部調整課 企画係長 横井武尊(ほたか)

〒460-8514 名古屋市中区三の丸2丁目5番1号

(TEL) 052-953-8188(M85-5621) (E-mail) yokoi-h85aa@cbr.mlit.go.jp

(FAX) 052-953-9136(M85-5360)

木材利用(実践編)

営繕部 整備課

平成22年に施行された「公共建築物等における木材の活用の促進に関する法律」に基づき、営繕部では施設整備の際に積極的に木材利用を行うこととしています。今回は四日市法務総合庁舎増築における実施例を紹介します。

本施設では特に来庁者等の目に触れやすい部分の内装・外装の木質化を進めております。

三重県四日市市に現在施工中(増築棟は平成24年6月完成)の法務施設であり、既存庁舎は鉄筋コンクリート造3階建て延べ面積2,361㎡で、今回増築する庁舎は鉄骨造3階建て延べ面積551㎡です。既存庁舎の改修はまだ施工中ですので、完成した増築庁舎の木材利用例を紹介します。(配置図)

増築庁舎の1階はピロティとなっており、その軒天にひのきの不燃材のルーバーを設置しています。ここは駐車場からメイン玄関への通り道となっており、その下を通るとひのきの良い香りがします。(写真1)

同じく増築庁舎の待合室の壁には、床から約2m高さまでナラの練付け合板を使用しています。(写真2)

同じく増築庁舎の外壁西面に、西日対策として再生木材でできたルーバーを設置しています。再生木材とは廃棄された木材と、リサイクルへ回されたプラスチック材を破碎・粉砕し、約半々で混合したものを成型してつくられた再生材です。見た目、質感は木そっくりでプラスチックの耐久性を持ち、100%リサイクル材でできています。(写真3)

・写真1



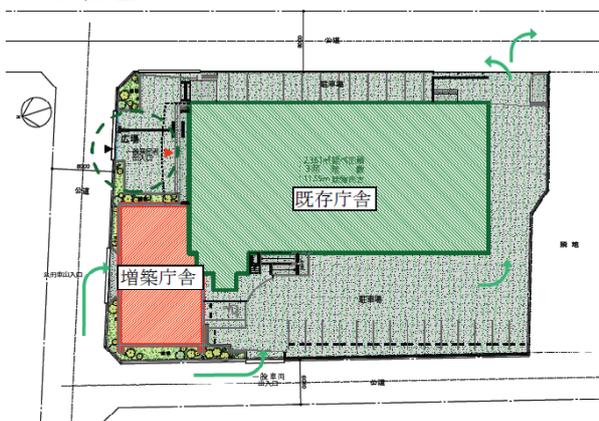
～四日市法務総合庁舎ピロティ～

・写真2



～四日市法務総合庁舎待合室～

・配置図



・写真3



～四日市法務総合庁舎外観～

平成24年度優良工事等表彰

営繕部 技術・評価課

中部地方整備局発注の請負工事及び業務の成績等が優秀で顕著な功績を納めた企業並びに技術者の表彰が行われ、営繕関係の受賞者は以下の皆様となりました。

■ 優良工事部門

[中部地方整備局長表彰]

会社名：東光電気工事(株)

工事名：H23名古屋第2地方合同庁舎設備改修工事

防災官庁である整備局が入居している施設の為、全館停電作業を行うにあたり仮設電源対応や災害発生時の復旧方法について、事前に十分な検討及び調整を行い、停電作業を実施しました。又、整備局の災害対応により停電作業の遅れが生じましたが、作業調整等を工夫しながら工程管理を十分にいき、無事故で完成させたことが評価されました。



[静岡営繕事務所長表彰]

会社名：木内建設(株)

工事名：H20国立清水海上技術短期大学校総合実習棟新営工事

在来実習棟に近接した新築工事で、授業時間の騒音抑制が厳しい中、情報共有(ASP)の積極的な採用と創意工夫を持ち、学校関係者と十分な調整を行うとともに、良好な品質管理が行われ、高品質な施設を完成させたことが評価されました。



■ 優良工事技術者部門

[静岡営繕事務所長表彰]

技術者：袴田哲矢(監理技術者)(木内建設(株))

工事名：H20国立清水海上技術短期大学校総合実習棟新営工事

■ 優良工事表彰に係る関係協力会社表彰

[保全指導・監督室長表彰]

会社名：(株)谷沢電気商会(電気設備工事)

工事名：H23名古屋第2地方合同庁舎設備改修工事

ケーブルの事前調査を入念に行い、誤切断等を起こさないよう配慮し、施工品質の確保・向上に貢献したこと、受変電設備改修工事において、工期内「施設事故ゼロ」を達成したことが評価されました。

[静岡営繕事務所長表彰]

会社名：(有)山根工務店(型枠工事)

工事名：H20国立清水海上技術短期大学校総合実習棟新営工事

壁面積の広い建物の型枠工事において、精度の良い型枠工事を工程どおり施工を行うことにより、躯体精度の高い建物を完成させたことが評価されました。

■ 優良業務部門

[中部地方整備局長表彰]

会社名：(株)東畑建築事務所

業務名：H22静岡県警察学校本館設計業務

狭隘な敷地での新築設計であったが、相手庁要望の実現に積極的に取り組み、動線計画等にもよく配慮された提案を行いました。また、将来の増築計画を踏まえた提案がなされました。厳しい設計工期であったが、よく調整を行い履行期限までに完了させたことが評価されました。



[保全指導・監督室長表彰]

会社名：(株)日建設計

業務名：H23豊橋港湾合同庁舎増築設計業務

海岸沿いに建つ港湾庁舎特有の与条件に対する提案や、環境負荷低減に関する提案などを積極的に行い業務を遂行しました。また、基本設計の段階から精度の高いコストコントロールを行うなど、調査職員と緊密な連携をとり履行期限までに完了させたことが評価されました。



■ 優良業務技術者部門

[中部地方整備局長表彰]

技術者：福林 香(管理技術者)、(株)東畑建築事務所

業務名：H22静岡県警察学校本館設計業務

保全指導・監督室長表彰
表彰式



静岡営繕事務所長表彰
表彰式



保全指導・監督室長挨拶



記者によるインタビュー



受賞者との懇談会



記念撮影



～平成24年度 中部地区官庁施設保全連絡会議～
保全業務実務担当者の知識修得と意識向上を目指して!!

～ 愛知・岐阜・三重会場 ～

営繕部 保全指導・監督室

○概要

「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づき、国家機関の建築物等の保全の適正化を推進するための取り組みの一つとして、毎年度、中部地区の国家機関等の保全担当者を対象に、保全に関する情報提供を行う場として、「中部地区官庁施設保全連絡会議」を開催しています。

今年度も愛知、岐阜及び三重会場において、7月下旬～8月上旬に実施(表-1)しました。

会議には各官署のブロック機関の保全担当者をはじめ、合同庁舎、自治体、独立行政法人など、合計116機関より149名の参加がありました。昨年度より多くの参加者数となり、国、自治体を問わず、公共建築の保全が重要と考えられていることが伺えました。

表-1 会議の開催概要

会場	開催日	開催場所	参加者数(()内は参加機関数)			
			国	自治体	独法等	合計
愛知	8/ 9(木)	名古屋合同庁舎第2号館	58(42)	30(25)	5(5)	93(72)
岐阜	7/27(金)	岐阜合同庁舎	16(12)	8(8)	0	24(20)
三重	8/10(金)	津合同庁舎	20(16)	11(7)	1(1)	32(24)
合 計			94(70)	49(40)	6(6)	149(116)

○会議内容

1. 国家機関の建築物等の保全の現況及び保全業務の支援ツール等紹介

国家機関の建築物等の保全の必要性、昨年度の保全実態調査の結果と評価、保全の課題と対応等の説明、建築保全業務共通仕様書・建築保全業務労務費単価等の紹介。



室長挨拶

2. 東海ブロック営繕関係機関地震・津波対策検討会について

官公庁施設の整備・保全を担当する各機関の営繕担当者が情報を共有し、連携して基本的な取り組みをまとめ、フォローアップしていくことを目的とした当検討会の要領、スケジュール等について説明。



会議の様子(愛知会場)

3. 施設保全についての事例紹介

維持保全の必要性、屋根・外壁・開口部等の建築部分及び電気・機械の設備部分についての維持管理方法・ポイント、改修時の留意事項等の紹介。

4. 節電対策の紹介

事務所におけるエネルギー消費の特徴、施設の管理担当者・入居者ができる節電対策の内容等の紹介。

5. 平成23年度保全実態調査の結果報告（中部地方整備局管内）及び平成24年度保全実地指導について

平成23年度の中部地方整備局が担当している施設の保全実態調査の状況の報告、平成24年度の保全実地指導の対象施設の選定方法、重点的に行う内容等の紹介。



会議の様子（愛知会場）

6. 建物の定期点検制度について

定期点検実施の必要性の説明。建築基準法・官公庁施設の建設等に関する法律の定期点検対象となる施設、点検の実施率等の説明。



会議の様子（岐阜会場）

7. 災害被害の報告について

地震・風水害・津波の災害時において、施設に被害が発生した時の報告の協力依頼。各被害報告の流れ、報告書の様式、報告先の紹介。

8. 国家機関の建築物における吹付けアスベスト等の使用実態に関する調査結果について

吹付けアスベスト等の除去等の対策の実施、吹付けアスベスト等の有無の把握等、必要な措置を適切に講ずることの説明。



会議の様子（三重会場）

9. 「官庁施設における帰宅困難者対応マニュアル作成の留意事項」について

施設管理者が大規模災害発生時に帰宅困難者の受け入れに対応するためのマニュアルを作成の際、官庁施設において、留意すべき事項等の紹介。



保全相談（愛知会場）



保全相談（岐阜会場）

～ 静岡会場 ～

静岡営繕事務所

静岡営繕事務所では平成24年7月30日(月)に「官庁施設の建設等に関する法律」に基づく保全指導の一環として、各施設管理官署の保全担当者及び地方公共団体保全担当者等に対し保全情報の提供、現場担当者の保全意識の向上、現場ニーズの把握等のため中部地区官庁施設保全連絡会議(静岡会場)を静岡県教育会館にて開催しました。

また、会議開始前・休憩時間には会場内に保全相談コーナーを設置し、参加者の保全相談に直接対応しました。外壁改修の工法選定や法定定期点検の対象施設、方法、業務発注についての相談を受けました。

会議では節電対策の紹介についてや建物の定期点検制度について説明を行ったところ「節電・省エネ対策が課題となっているが、具体的な取組が分からず苦慮していたため、参考になった。」、「現在、取り組んでいるもの等で興味があった。」、「現在まともな点検が出来ていない状況であり、施設保全責任者である事務所長の責任が問われることを確認できた。」などの参加者からの意見が出されました。その他には国家機関の建築物等の保全の現況、保全実地指導について、「官庁施設における帰宅困難者対応マニュアル作成の留意事項」についての説明を行いました。

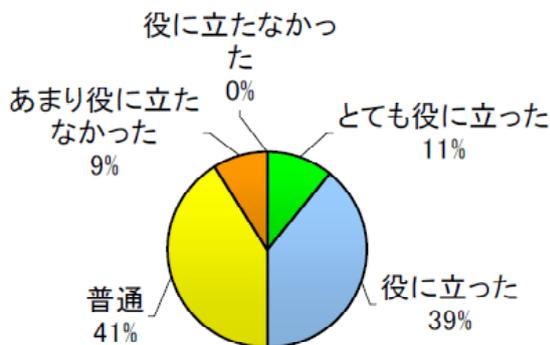
アンケート結果や保全相談内容から考えると、参加者の保全業務への認識・理解が高くなってきていると感じられます。本会議は、保全情報の提供だけでなく、保全相談に4官署から5件の相談が寄せられました。(参加者:国家機関19、独法5、地方公共団体15 計39機関64名)



事務所長挨拶



会議状況



アンケート評価



保全相談コーナー

～平成24年度 保全業務支援システム(BIMMS-N)操作説明会～ 保全指導による、官庁建物の長寿命化とエネルギー削減の推進!!

～ 名古屋会場 ～

営繕部 保全指導・監督室

平成24年5月29日(火)及び30(水)の2日間で、保全実態調査の報告を入力するBIMMS-N(保全業務支援システム)の操作説明会を計47名(37官署)の方(内、整備局事務所からは17名(12事務所・管理所))に参加していただき、開催しました。

参加者アンケートより、「初めての操作であったが理解できた」等のご意見と、91%の方より「役に立った」との評価をいただきました。



○保全実態調査とは・・・?

「官公庁施設の建設等に関する法律」に基づき、建築物等の保全の実態の把握、適正な保全に反映させることを目的とし、建築物等の保全に関する報告をすることです。

調査方法は各施設の保全の担当者等がインターネットでBIMMS-Nのインターネットサイトにアクセスし、システム上に設けられた調査様式に回答を入力します。



写真: BIMMS-N画面



○BIMMS-Nとは・・・?

インターネットを通じて、各省各庁が所管する施設の保全に関する情報を保全担当者等が入力することにより、蓄積されたデータを分析し、施設の各種保全業務を支援するシステムです。



写真: 説明会の様子

参加の皆さまはパソコンを1人1台操作しながら、保全実態調査の入力・報告操作の仕方、BIMMS-Nでできる保全実態調査以外の機能:簡易中長期保全計画作成演習、法定点検整理票検索演習等を行いました。

来年度もこの時期に開催予定ですので、保全担当者となった方、BIMMS-Nの操作を再確認したい方は、是非ご参加下さい。

～ 静岡会場 ～

静岡営繕事務所

静岡営繕事務所では平成24年6月8日(金)にBIMMS-Nを使用した保全実態調査を行うにあたり、今年度初めて入力する方、入力方法を再度確認したい方を対象に、保全実態調査の概要説明、基本的な操作、BIMMS-Nで出来る保全実態調査以外の機能の紹介、操作演習、BIMMS-Nを活用した節電対策について静岡国道事務所2階大会議室にて開催しました。

アンケート評価からも分かるとおり、100%の参加者に説明会の内容を満足していただいています。また、参加者からは「中長期保全計画・節電対策の機能は大変素晴らしい機能だと思います。これからの業務で活用します。」、「演習を行うことで、実際の操作が理解でき、大変良かったです。」、「将来的にどのような改修が発生するのか想定できる機能があることを知って良かったです。」といった好意的な意見が多数寄せられました。

アンケート結果や参加者の声から感じ取れることは、実務担当者の皆様は、保全業務を進めるにあたって、何をどうして良いかが分からない状況にあるのではないかとことです。そのため、BIMMS-Nの操作説明会であっても、参加者にとっては保全情報提供の貴重な場であることから、来年度以降も操作説明会を毎年開催していく必要があると考えています。(参加者：中部地方整備局6事務所を含む9官署17名)



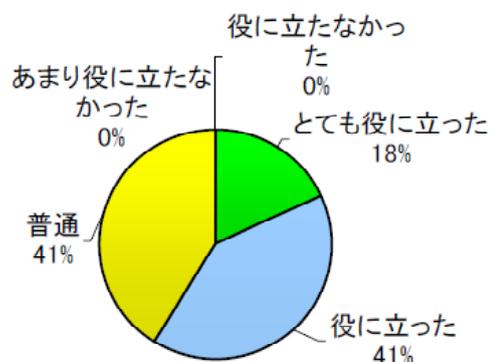
事務所長挨拶



受講状況



職員によるサポート



アンケート評価

公共建築相談窓口も設置しておりますので何卒よろしくお願いいたします。

電話番号： 052-953-8197
E-mail： eikei85@cbr.mlit.go.jp

詳しい業務内容等につきましては、ホームページもご覧ください。
(<http://www.cbr.mlit.go.jp/eizen/index.htm>)

事務局：中部地方整備局営繕部 保全指導・監督室
電話番号：052-953-8196 E-mail：hoshikan@cbr.mlit.go.jp